

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案のポイント

貴金属等の訪問購入に関する商取引を公正なものとし、消費者被害を未然に防止するため、訪問購入業者に対する規制を設けるとともに、売主による一定期間内の解約を認める等の所要の措置を講ずる。

1. 背景

近年、貴金属等の購入業者による消費者宅への強引な訪問購入に関するトラブルが急増している（消費生活センターに寄せられた消費者の相談件数：平成 21 年度 138 件⇒平成 22 年度 2,424 件⇒平成 23 年度 3,236 件（平成 24 年 1 月 31 日登録分まで））。なお、トラブルの多くは、女性ないし高齢者から寄せられているものである。

【参考】本件についてのこれまでの検討経緯

- 内閣府行政刷新会議による規制仕分け（平成 23 年 3 月 7 日）
- 「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）
- 「貴金属等の訪問買取りに関する研究会」（平成 23 年 1 月 9 日取りまとめ）

2. 法律案の概要

特定商取引法を一部改正し、現行の 6 つの商取引類型に、7 番目の商取引類型として「訪問購入」を追加

（1）規制対象物品

訪問購入に係るトラブルの実態上、政令で対象を指定（指定物品制）

（2）訪問購入業者に対する不当な勧誘行為等の規制

- ① 勧誘目的等の明示義務
- ② 再勧誘の禁止
- ③ 不実告知・事実不告知を伴う勧誘等の禁止
- ④ 勧誘等の際に人を威迫、困惑させる行為の禁止 等

（3）書面の交付

物品の種類 / 購入価格 / 売買契約の申込みの撤回・解除に関する事項 / 物品の引渡しの拒絶に関する事項 等を記載して交付する義務

（4）クーリング・オフ

- ①法定書面交付日から 8 日間は、売主からの売買契約の申込みの撤回・解除が可能
- ②クーリング・オフ期間中は、売主は物品の引渡しを拒絶することが可能
- ③売主は購入業者から引渡しを受けた第三者に対する物品の所有権の主張が可能（第三者が善意無過失の場合を除く。）